

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年5月29日認可した。

平成26年6月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
国分寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西下所地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宮西地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）本村奥地区
香南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）夫婦池地区